

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年4月3日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	南	田	昭	典
同	井	岡	正	徳
同	森	川	喜	之

平成23監査年度 第1回分

ア. 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 広報広聴課	平成23年 7月5日	<p>広告掲載業務に関する契約について</p> <p>平成22年度の広告掲載業務に関する契約において、広告料の契約金額を変更したにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。</p> <p>今後は契約内容を十分に精査の上、契約書に基づく協議を行い、適正な契約事務を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>印刷物の年度末・年度当初における会計事務処理の適正化について</p> <p>平成22年3月に年度内納品の予定で発注した印刷物について、原稿が遅れたことにより翌年度の4月に納入され、平成22年度予算で執行されていた。</p> <p>平成22年4月に完了した業務を平成22年度の支出として処理したことは適切であったが、債務負担行為や長期継続契約などによるもののほかは年度をまたがる契約を締結することはできないものである。</p> <p>今後、印刷物の発注については、納品が年度内に完了するよう日程を考慮するとともに、発注後やむを得ない事情によって年度内の納品が困難となる場合には、所要の契約手続きや必要な場合には繰越処理を行うなど適正な会計処理を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>今回の監査の結果に基づき、今後「県民だより奈良」広告掲載業務に関する契約書第13条に基づく協議を行った場合は、その内容について双方が確認を行ったことを証する契約書の一部変更協議を取り交わすことを徹底する。</p> <p>今回の監査で指摘のあった印刷物については、平成23年度分より、前年度に発注する方法を改め、当該年度当初に発注して当該年度予算で執行している。</p>
統計課	平成23年 7月7日	<p>資金前渡について</p> <p>家計調査記入者報償金について、前渡資金の一部に精算手続きの遅延が見受けられた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、前渡資金の精算手続きは速やかに行い、奈良県会計規則を遵守し、適正に事務処理を行う。</p>
総務部 総務課	平成23年 7月29日	<p>郵便切手等交付簿の記載について</p> <p>郵便ハガキを1,790枚購入しているが、郵便切手等交付簿への記載がされていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則第78条の規定に基づき、郵便切手等交付簿へ郵便ハガキの使用状況について適正に記載する等適切な管理に努めるべきである。</p>	<p>郵便切手等交付簿については、受払いの都度登記し、定期に残高との照合を複数者により行うとともに、資金前渡職員が備える現金出納簿については、精算の際登記状況を確認するなど会計規則の遵守に一層努める。</p>

			(注意事項)	
			現金出納簿の記載について 委員の費用弁償及び研修会の会場使用料の資金前渡について、前回指導しているにもかかわらず、現金出納簿に受払を記載していなかった。 今後は、奈良県会計規則第80条の規定に基づき、資金前渡を受けた職員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載するべきである。 (注意事項)	
地域振興部	平成23年 7月15日	債権にかかる財産調書について 平成21年度に貸し付けを行った「市町村財政健全化貸付金」について、奈良県会計規則により決算に際し会計管理者へ報告することと規定されている財産調書への記載漏れが認められた。 今後は、債権等財産の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)	指摘を受けた「市町村財政健全化貸付金」の債権にかかる財産調書への記載漏れについてはすみやかに財産調書への記載を行い、併せて同様の事例が無いことを確認した。 今後は、財産調書の作成については十分な内容確認を行うとともに関係機関との連絡を密にすることで記載漏れ等の不備が生じないように対策を講じる。また債権等の財産管理に関する規則及び通知等、課内での周知を徹底する。	
市町村振興課				
観光局（旧文化観光局）	平成23年 5月16日	行政財産使用料の調定誤りについて 行政財産使用料について、使用料の額を誤認したため、平成21年度調定分753円、平成22年度調定分530円の過徴収が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項)	過徴収分については、直ちに返還処理を行った。今後は、より一層慎重な事務処理に努め、適正に調定事務を行う。	
国際観光課（旧APEC開催推進室分を含む）				
健康福祉部	平成23年 6月6日	普通財産使用料の調定について 平成22年度の普通財産使用料について、前年度に引き続き、調定時期の遅延及び調定日の遡及が認められた。今後は、公有財産規則に基づき年度当初の調定・納期限を徹底すべきである。 (指摘事項)	普通財産使用料の調定について、今後は公有財産規則に基づき適正に事務処理を行う。	
長寿社会課				
保険指導課	平成23年 6月6日	支出にかかる事務処理について 平成21年度の役務費にかかる前渡資金の支出において、公共料金用資金前渡口座に支出すべきところを、公共料金以外の資金前渡口座に支出したことによる当該前渡資金の二重支出が通帳の残高から判明したため、平成22年6月に返納され、過年度収納となっていた。このことは、支払時における債権者口座の確認と内部のチェックが不十分であったことによる	支払時における債権者の口座の確認と通帳の残高確認を行うなど内部のチェックを複数で行っている。今後は、さらに適正な事務処理に努める。	

		ものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)	
こども・女性局 (旧こども家庭局)	平成23年 6月6日	児童措置費負担金の未収金について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 新たな滞納の発生防止及び文書・電話による督促、訪問指導等による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)	児童の入所措置の際に、保護者に対して、負担金についての説明と指導を徹底することにより、発生の未然防止に努めるとともに、初期の未納者に対しては、電話等による納付指導を強化する。また、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を実施する。上記対応の円滑な実施のため、こども家庭相談センターとの連携を密にする。さらに、昨年度に引き続き未収金の債権回収を外部に委託する。
		母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。 新たな償還未済金の発生防止及び文書・電話による督促、訪問指導、支払督促の申立を行うなど回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)	今後も、償還開始時や初期滞納者に対する償還指導を徹底するとともに、悪質滞納者に対しては法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告の強化を行い、より一層の収納の促進に努める。昨年度に引き続き未収金の債権回収を外部に委託するとともに、督促に応じない貸付金の債務者について支払督促を申し立てる予定。
		補助金の執行について 平成21年度の補助事業において、補助金交付要綱を作成せずに執行しているものが認められた。補助金の交付にあたっては、交付の申請、決定等に関する事項、その他予算の執行に関し必要な事項等について交付要綱を作成し、適正に執行すべきである。 (注意事項)	補助事業については補助金交付要綱を作成したうえで執行することを課内で徹底し、適正な執行に努める。
医療政策部 保健予防課	平成23年 7月19日	未熟児養育医療費負担金の未収金について 未熟児養育医療費負担金において未収金の増加が認められた。文書による督促や訪問徴収を行う等、未収金の回収に努力されているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)	未収金の回収については、費用負担制度の説明を徹底することにより未収金の発生を未然に防止するとともに、文書による督促及び催告、電話による納入指導並びに訪問徴収を実施することにより収納促進を図ってきたところである。 過年度未収金の電話による納入指導を行うとともに、現年度未収分についても、早期回収を図る観点から、督促状及び催告状の送付後、電話による納入指導を徹底し

			<p>ているところである。        今後は、未納者に対し、速やかに訪問徴収を実施することにより未収金の収納促進を図る。</p>
		<p>委員報酬の予算令達の誤りについて</p> <p>郡山保健所及び桜井保健所の感染症診査協議会の委員報酬の支給において、平成21年度分及び平成22年度分で過渡しが認められた。これは保健予防課において、当該保健所へ変更前の額で予算令達をしていたことがこの誤りの一因となっていたことが認められた。このことは事務処理をするにあたり内部のチェックが不十分であったことから起きたものであるため、今後は内部チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。        (注意事項)</p>	<p>委員報酬が改定されているにもかかわらず、改定前の額で予算令達を行ったため、翌年度の支給時に一部保健所では改定額が反映されず過渡しが発生したことから、今後は内部チェック体制を整備するとともに、保健所への予算令達において改定額を令達するなど適正な事務処理に努める。</p>
農林部	平成23年 6月20日	<p>国営総合農地開発事業費分担金の未収について</p> <p>国営総合農地開発事業費分担金について、平成21年度に引き続き未収金の増加が認められた。未収金の解消を図るため、有効な収納対策を講じるべきである。        (指摘事項)</p>	<p>土地改良区に対して、滞納処分を実施する旨の督促状及び催告書の送達を行うと共に、改良区への未納者に対する個別訪問や法的措置(滞納処分)の取り組み強化を指導した。</p> <p>土地改良区はこれを受けて、未納者への個別訪問や滞納処分を行ない、既に平成21年度分は完納し、平成22年度分の一部が納付された。</p> <p>今後も引き続き、土地改良区が未納金回収を進め、早期に完納するよう催告を行っていく。</p>
農林部 農村振興課(旧耕地課)			
森林整備課	平成23年 6月16日	<p>証紙の消込みについて</p> <p>試験手数料の平成22年6月27日受理延べ71名分の申請書貼付証紙について消印が押されていなかった。</p> <p>証紙収納にあつては、奈良県収入証紙条例施行規則第4条2項に「申請書等の提出があったときは、当該申請書等を受理した職員は、証紙の真否及び証紙の額面を調査の上、当該申請書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消印を押すものとする。」と定められている。</p> <p>適正に処理するとともに、今後は、適正に処理されるよう複数の職員によるチェック体制を講ずるべきである。        (注意事項)</p>	<p>指摘を受け、直ちに申請書の証紙に消印を押した。</p> <p>今後の措置として、証紙の収納について、「手数料として徴収する奈良県収入証紙の取扱マニュアル」を作成した。</p> <p>マニュアルでは、申請書を受理した者が消印を押して、受理した以外の者が適切に処理していることを確認するようにした。また、処理台帳を作成し、所属長の承認を受けるようにした。</p>
土木部	平成23年 7月13日	<p>砂防関係事業費負担金にかかる未収金について</p> <p>砂防関係事業費にかかる市町村</p>	<p>土木事務所に対し、砂防関係事</p>
土木部 砂防課			

		<p>負担金について、一部の土木事務所が行った関係市への誤った説明等から、平成21年度において約177万円の未収金が発生していた。</p> <p>当該未収金は平成22年度に過年度収入されていたが、今後、本課（砂防課）と土木事務所は有機的な連絡調整を図り、確実な事務の執行に努められたい。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>業費負担金の事務の流れを熟知し、市町村からの問い合わせに際して、適切な回答・指導を行うよう指導した。</p>
まちづくり推進局	平成23年7月27日	<p>費用弁償の支給誤りについて</p> <p>委員会の外部委員に対する費用弁償について、額の伺定で日当を支給しないとしていたにもかかわらず誤って支給し、3件、6,000円の過払いとなっているものが認められた。適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>過払い6,000円については、返納依頼をし、平成23年度歳入として収納した。</p> <p>今後は、支出負担行為の際に、支出内容が伺定と合致しているかの確認が確実にできるよう、支出負担行為への伺定書類の添付を徹底する。</p>
		<p>指定管理業務における事業評価について</p> <p>浄化センター公園については、指定管理者制度を導入し管理運営されているところであるが、指定管理者から提出のあった平成21年度事業実績報告書に対し、所管課としての事業評価を行っていなかった。</p> <p>指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用して施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため設けられた制度であり、事業者の事業実績報告を検証し、評価を行っていくことは、この制度の趣旨に則り施設の運営管理が適切に履行されているかを確認するのに大変重要なことである。</p> <p>今後、指定管理者の事業報告に対して的確に評価を行い、その評価結果を指定管理者に通知することにより、施設の運営改善及び有効的な管理運営に努められたい。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>平成22年度の指定管理者からの管理業務報告書について、その運営目標を達成できていない評価項目があったため、評価結果通知書により改善の指示を行った。</p> <p>今後、指定管理者からの管理業務報告書に対して的確に評価を行い、指定管理者にその結果を通知することにより、施設の運営改善や効率的な管理運営に反映されるよう努める。</p>
下水道課	平成23年7月27日	<p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、物品購入伺書を作成していないものが認められた。</p> <p>物品購入に際しては物品購入伺書により決裁をとり、物品購入システムへの入力及び登録による適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>単価契約を締結している物品の購入については、平成10年8月18日付け出局総第67号（出納局長通知）記1(3)に該当する物品購入伺書によらないで調達できる物品と理解し、伺書を作成せず処理していた。</p> <p>現在は、物品購入システムへ入力し、適正な事務処理を行うよう改めた。</p>

住宅課	平成23年 7月27日	<p>備品の保管管理について 備品の購入に際し、備品現在簿への登載を行わず、また、保管転換手続において保管転換調書を作成していないものが認められた。 今後は、奈良県会計規則にしたがい、備品現在簿には必要な事項をその都度記載し、保管転換しようとするときは保管転換調書を作成し適切な手続を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成22年度において、受け入れのあった備品、6品目のうち1品目において備品台帳への登載漏れがあった。また、当該物品を保管転換しているが、調書を作成していなかった。備品現在簿への登載及び保管転換調書作成の担当者及び確認者を定め、漏れ落ちがないよう複数の者で確認する体制とし、今後、適正な備品管理の徹底に努める。</p>
<p>水道局</p> <p>水道局</p>	平成23年 7月19日	<p>減価償却額の算定誤りについて 固定資産の管理において、構築物の減価償却額に算定誤りが認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。 (注意事項)</p>	<p>減価償却額の算定誤りについては、原因となった固定資産システムを修正し、適正に処理を行った。 また再発防止の観点から、今後はシステムでの計算に加えて、新規取得資産に同一年度に追加計上する場合にあっては、複数名の手計算によるチェック体制を講じることとする。</p>
<p>教育委員会</p> <p>学校支援課</p>	平成23年 8月2日	<p>奨学資金貸付金の償還未済について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金については、返還相談会の開催や支払督促等の法的処置を実施するとともに、回収困難な債権については民間に委託するなど未収金の回収に努められているところであるが、償還未済額の増加が認められたので、今後も一層収納の促進に努められたい。 また、上記の3奨学資金等に代わり、創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められたので、当該貸付金についても、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>奨学資金貸付金の償還未済金については、従来より滞納者への返還督促や返還相談会（県内24会場）の実施、さらに、支払督促等の法的措置や所在不明や遠隔地等で回収が困難な債権についての債権回収委託を実施してきた。 また、修学支援奨学金・育成奨学金については、平成22年度から新規返還者の返還の利便性向上を図り、収納率の向上のため、口座振替を実施した。 今後も、3奨学資金をはじめ修学支援奨学金及び育成奨学金の償還未済金対策を一層充実させ、引き続き着実な償還未済金の回収に努める。</p>
保健体育課	平成23年 8月9日	<p>補助金の交付要綱について 全国高校総合体育大会開会式服装費補助金及び中学校体育大会参加補助金の交付要綱において、交付申請書に事業実施報告書等を添付することとしており、交付申請の時期が適切でないことが認められた。 奈良県補助金等交付規則に基づき適切に定めるとともに、適正な補助金の執行をすべきである。 (指摘事項)</p>	<p>補助金の交付要綱については、交付申請の提出時期等適正な補助金交付となるよう奈良県補助金等交付規則に基づき当該補助要綱を改正した。</p>
		支出科目について	

		<p>表彰に伴う副賞の購入において、不適正な支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>支出科目については、23年度の表彰にかかる副賞の購入については、報償費から支出することとしている。</p>
文化財保存課	平成23年 8月2日	<p>委託契約について</p> <p>搬送委託事業について、業務は完了していたが必要な会計事務手続きがなされておらず、委託契約も締結していなかった。業務を委託する場合は事前に必要な会計事務手続きを経たうえ契約を締結し、契約に基づいた業務を執行すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>海外における文化財の輸送業務において、委託業者や中国側の受入等関係者が多岐にわたり、調整に時間を要したことから手続きが遅れてしまったが、今後、国外での搬送委託業務についても、事前の準備を整え概算金額による委託契約の締結等適正な業務執行に努める。</p>
公安委員会 警察本部	平成23年 7月27日	<p>公用車使用中における事故について</p> <p>運転免許課において、路上試験中の大型バスによる事故の発生が認められた。過失の割合が高く、損害額も多額である。</p> <p>また、警察本部及び警察署においても、公用車使用中の事故が認められた。事故件数が大幅に増加しており、事故内容についても通常走行中での追突事故や乗車時の不注意による事故もあったため、警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図り、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>ア 運転免許課において講じた措置</p> <p>当事者となる技能試験官を含め全ての試験管に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験前における受験者への事故防止に関する指示の徹底</li> <li>・早目のブレーキ操作等の危険回避措置</li> </ul> <p>などを徹底するとともに安全運転5則の励行と交通事故発生時の措置について指導・教養を徹底した。</p> <p>また、試験車両等について運行前の車両点検を確実に実施して車両の適切な管理を図り、交通事故防止の徹底に努めることとした。</p> <p>イ 警察本部において講じた措置</p> <p>交通事故の当事者となる職員に対しては、安全運転講習において危険予測運転訓練等を実施した。</p> <p>また、奈良県警察職員交通事故防止規定に基づき、警察車両運転技能認定審査及び各種専科教養等において交通事故防止の徹底についての指導教養を実施するとともに、各所属に対しては緊急自動車運転基準を遵守し、緊急自動車運転7則を励行して、交通事故防止の徹底を図るよう指示した。</p> <p>ウ 交通事故発生所属において講じた措置</p> <p>交通事故発生所属においては、交通事故発生直後に事故原因を検証し、運転者及び同乗者に対して安全運転についての指導・教養を再徹底した。</p> <p>さらに各所属における幹部会議や課（署・隊）員研修等にお</p>

			<p>いて緊急自動車運転7則の遵守の徹底を指示するとともに交通事故に関する具体的な事例を挙げての指導教養を実施して交通事故防止意識の周知徹底を図った。</p> <p>また、公用車両については、毎日の運行前における車両点検を確実に実施して車両の適切な管理に努め、交通事故防止の絶無を図ることとした。</p>
		<p>放置違反金の未収金について 自動車の放置違反金において未収金の増加が認められた。 文書、電話等による督促、訪問による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>放置違反金の未収金に関しては、日々取締りを行っていることから、未収金が増加することとなった。 平成18年の制度創設以来、本年8月に初の時効(5年)が成立したものもあるが、時効の成立までの間、任意納付に係る催促や任意納付へ応じない者に対する強制徴収等を行い、今後とも一層の収納率の向上に努めていく。</p>

イ. 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>健康福祉部</p> <p>中和福祉事務所</p>	<p>平成23年 5月10日</p>	<p>生活保護費返還金の未収金について 生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。 受給者に対する生活保護制度の説明や指導を行い、返還金の発生防止に努めるとともに、督促状の送付や電話督促、訪問指導等により未収金の回収に努力されているが、今後も一層、未収金の収納促進に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>生活保護費返納金については、対象者が生活保護廃止後も生活に余裕がなく滞納している場合や回収中に対象者が死亡したケースがあったことが未収金の増加に繋がった。 返納義務者のうち、現在生活保護を受給している者については、生活保護費の支給及び生活保護制度上実施することとされている世帯訪問等の機会を捉えて、返納指導を継続的に実施しているところである。 しかしながら、既に当所における生活保護が廃止されている者については、当所が制度上の関わりを持たないことに加えて、生活基盤の経済的な脆弱さや返納義務者の死亡、転出及び居住地不明等により返納に向けた指導が難しくなっている。 このため、監査結果の指摘を受けて、当面の未収金回収に向けた取組みとして、法第63条及び78条に係る分割調定している債権の納付状況の確認作業を進め、①現に保護を受けながら滞納しているケース、②直近(概ね3年以内)の保護廃止者で滞納しているケ</p>

			<p>ース、③長期間滞納しているケースの順に優先順位を付けて文書及び家庭訪問等により督促をしてゆきたいと考えている。</p> <p>今後も一層の未収金の回収に向けて、効果的な督促・回収方法を検討し実施してゆく。また、併せて生活保護制度の周知・徹底を通じて返納金や未収金の発生防止に努める。</p>
医療政策部 桜井保健所	平成23年 4月18日	<p>委員報酬の支給誤りについて</p> <p>感染症診査協議会の委員報酬の支給において事務処理を誤ったため、平成21年度分3件計880円、平成22年度分3件計1,600円の過渡しが認められた。平成21年度分は過年度の支出となり決算済みとなるため、平成22年度歳入の雑入においての受入となる。今後は適正な支給事務に留意すべきである。</p> <p>また、当該予算事業の所管課である保健予防課において、桜井保健所へ変更前の額で予算令達をしていたこともこの一因となっている。今後は適正に事務の執行をされたい。(注意事項)</p>	<p>委員報酬にかかる支出誤りについては是正を行い、過払い金については平成22年度において収納した。</p> <p>今後は「委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例」の額の確認を行う等事務処理に十分留意し、適正な支給事務を行う。</p>
奈良病院	平成23年 7月21日	<p>現金出納簿について</p> <p>企業出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は、奈良県病院事業会計規則に基づき適正に処理されたい。</p> <p>なお、総勘定元帳等、他の会計帳簿により、現金の受払が正確に把握されていることについては確認できた。(指摘事項)</p>	<p>平成23年10月より現金出納簿を作成し、奈良県病院事業会計規則に基づいた処理を行っている。</p>
		<p>通勤手当の支給について</p> <p>前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件、20,000円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(指摘事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては速やかに修正するとともに、過払いについては平成23年10月27日に収納した。今後はより一層、慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。</p>
		<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)</p>	<p>自動販売機設置に係る使用許可については、平成24年度の許可申請時にゴミ箱分の面積も含めて許可するとともに、ゴミ箱分の使用料についても平成24年度より徴収を行う。</p>

三室病院	平成23年 7月21日	<p>現金出納簿について          企業出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。          今後は、奈良県病院事業会計規則に基づき適正に処理されたい。          なお、総勘定元帳等、他の会計帳簿により、現金の受払が正確に把握されていることについては確認できた。 (指摘事項)</p>	<p>現金出納簿については、日々の現金の受払について10月1日より記帳を行っており、今後も適正処理に努める。</p>
		<p>医業収入の未収金について          医業収入において、個人未収金の増加が認められた。          回収に向けて努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。          また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる診療費の回収についても、速やかに収納されたい。 (指摘事項)</p>	<p>未収金の回収については、従来より回収業者に委託をしていたところであるが、平成23年度より委託先を弁護士事務所に変更し、より回収が進むものと期待している。また、業者に委託する前段階として、未収状態にある患者に対し、期間を置くことなく早期に督促をして回収に努めている。          平成20年度に発覚した診療報酬の請求漏れについては、対象の全患者様に対し、事情の説明と理解を求めるお願いを発送し、多くの患者様の理解を得て収納いただいたところであるが、残りの患者様に対しても重ねて理解を求め収納できるよう努める。</p>
		<p>通勤手当の支給について          前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件、36,784円の支給不足が認められた。          適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては速やかに修正するとともに、支給不足については7月21日に調整を行い本人に支給した。          今後は、より一層慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。</p>
		<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について          自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)</p>	<p>自動販売機設置に係る使用許可については、平成24年度の許可申請時にゴミ箱分の面積も含めて許可するとともに、ゴミ箱分の使用料についても平成24年度より徴収を行う。</p>
五條病院	平成23年 7月21日	<p>現金出納簿について          企業出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。          今後は、奈良県病院事業会計規則に基づき適正に処理されたい。          なお、総勘定元帳等、他の会計帳簿により、現金の受払が正確に</p>	<p>現金出納簿について、奈良県病院事業会計規則に基づき10月1日より作成している。</p>

		把握されていることについては確認できた。 (指摘事項)	
		<p>医業収入の未収金について          医業収入において、個人未収金の増加が認められた。          回収に向けて努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。          (注意事項)</p>	<p>医業収入の未収金について、新たに発生したものは早期段階で未納者を把握し、電話による催告や督促状・催告書の送付を行っている。また、過年度分については民間の債権回収業者に委託し、定期的に未納者に通知するなどして早期回収に努めている。          未収金の発生防止策としては、投薬・院外処方箋の引き替えや退院許可を収納確認後に行うことの徹底や、分納・延納・振り込みの相談に積極的に応じていくことで納付意識を高めていくこと、また、クレジットカードでの診療費の支払いや、高額となる入院診療費の窓口負担を自己負担限度額に抑えることができる高額療養費の限度額適用認定制度の積極的な活用等を行っている。</p>
		<p>通勤手当の支給について          通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件、409,200円の過払いが認められた。          適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。          (注意事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては速やかに修正するとともに、過払いについて平成23年6月給与支給時に適正に処理を行った。今後は、より一層慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。</p>
		<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について          自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。          (注意事項)</p>	<p>自動販売機設置にかかる使用許可については、平成24年度の許可申請時にゴミ箱分の面積も含めて許可するとともに、ゴミ箱分の使用料についても平成24年度より徴収を行う。</p>
産業・雇用振興部	平成23年5月10日	<p>釣り銭にかかる貸付金の事務処理について          産業会館の貸館使用料即納時の釣り銭にかかる貸付金について、資金前渡により支出処理されていた。奈良県会計規則第28条第2項に定める資金前渡可能な経費に含まれていない。今後、貸付金の執行にあたっては、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正な会計処理を徹底する。</p>
農林部	平成23年2月7日	<p>森林技術センター使用料の調定について          森林技術センターにおける自動</p>	<p>年度当初に調定すべき行政財</p>

ター			<p>販売機設置敷地の使用料7,686円について、歳入の調定及び納入の通知が遅延していた。</p> <p>使用料が年額である場合は、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき年度当初に調定をすべきである。 (注意事項)</p>	<p>産使用料一覧を作成し、遺漏のないように点検するとともに、職員への周知徹底を図り、適正な事務処理に努める。</p>
まちづくり推進局	奈良公園管理事務所	平成23年4月25日	<p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、物品購入伺書、物品検査書を作成していないものが認められた。</p> <p>物品購入に際しては物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>物品購入の際は、全て物品購入システムに登録し、発注から検収まで適正な事務処理に努めている。</p>
			<p>現金即納における会計処理について</p> <p>現金収納した奈良公園施設使用料について、規定の納付書兼領収証書綴による会計処理を行わなかったため、分任出納員から歳入徴収者（執行機関）への領収済通知書が送付されず、領収原符が保管されていないものが認められた。</p> <p>今後現金即納については、会計規則及び関係通知に基づき、適正な会計処理の徹底に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>現金収納の会計事務処理マニュアルに従って適正な会計処理の徹底に努めている。</p>
			<p>印刷経費における事務処理について</p> <p>印刷物作成にあたり、物品購入システムへの登録及び入力による物品購入事務が行われていなかった。</p> <p>物品購入システムは、事務の正確性・迅速化・透明性等を目的に平成21年度から導入されており、不適正経理の再発防止策の一つとされており、前回監査においても不十分な運用が認められていたことから、今後は適正な運用の徹底を図るべきである。 (注意事項)</p>	<p>印刷物の作成についても、物品購入システムに登録することを徹底し、システムの適正な運用を図る。</p>
教育委員会	榎原考古学研究所	平成23年6月1日	<p>印刷製本発注における会計書類の作成について</p> <p>印刷製本発注において、物品購入伺書を作成しておらず、また、納品については納品書と現物による確認は行っていたが、検査書及び物品検収調書を作成していないものが認められた。</p> <p>印刷製本においても、物品購入システムに入力し、物品購入伺書、</p>	<p>印刷製本においては、その他の物品購入と同様に物品購入システムに入力し、物品購入伺書、物品検査書及び物品検収調書、物品管理台帳等を作成することにより、適正に執行管理を行う。</p>

<p>物品検査書、物品管理台帳等を作成することにより、適正に執行管理を行うべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>備品の管理について 備品の廃棄について、備品廃棄の伺いがされておらず、また物品処分調書が作成されていないものが認められた。また、保管転換等を受けた備品について、備品現在簿に登載されていないものが認められた。 適正に処理するとともに、今後は会計規則に基づき、適正な備品管理を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>備品の管理については、備品廃棄伺及び物品処分調書を作成し、保管転換等を受けた備品を備品現在簿に搭載した。 今後は会計規則に基づき、適正な備品管理を行う。</p>
<p>測量業務委託の設計について 測量業務委託の設計書作成において、レーザー測量単価の入力ミスにより、設計金額の算出を誤っているものが認められた。これは、設計書作成時における確認と内部のチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な設計書作成に努めるべきである。 また、測量関係の積算単価の根拠については、5年前に作業項目毎の見積書を徴収した時の最低価格を、現在も採用しているが、今後は、経年による物価変動等を考慮し、毎年度、適正な積算単価を用いて算出すべきである。 なお、請負金額については、正規の設計金額の範囲内で契約を締結していた。 (指摘事項)</p>	<p>測量業務委託の設計書作成においては、複数でチェックすることとし、積算内容の確認欄を設け確認者と確認日を明確にするなど、適正な設計書作成に努める。 また、積算単価の根拠については、毎年度、見積書を徴収して積算単価を見直し、適正な積算を行う。</p>
<p>委託業務の発注について 科学分析にかかる7件の業務委託において、奈良県契約規則第16条に定められた価格を超えて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を行っているものが認められた。委託業務の発注にあたっては、奈良県契約規則に基づき、適正に執行すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>委託業務の発注にあたっては、奈良県契約規則に基づき執行することとし、適正な事務執行に努める。</p>
<p>行政財産使用許可の使用料について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積の算出表が添付されておらず許可面積に誤りがあり、平成21年度において1,372円、平成22年度において10,656円の使用料の徴収不足が認められた。適正</p>	<p>行政財産使用許可の使用料については、平成21年度からの不足額を徴収するとともに、平成23年度の使用許可の変更を行った。 今後は、使用許可面積の算出表を添付するなど、適正な事務処理に留意する。</p>

		に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項)	
榛生昇陽高等学校	平成23年 2月16日	印刷製本発注における会計書類の作成について 平成21年度の印刷製本発注において、物品購入伺書を作成しておらず、また、納品については納品書と現物による確認は行っていたが、検査書を作成していなかった。 印刷製本においても、物品購入システムに入力し、物品購入伺書、物品検査書、物品管理台帳等を作成することにより、適正な管理を行うべきである。(指摘事項)	印刷製本発注についても、物品購入システムにより物品購入伺書を作成するとともに、物品検査書及び物品管理台帳等を作成し、適正に処理するよう改めた。
奈良養護学校	平成23年 3月10日	支出にかかる事務処理について 平成21年度の備品購入費の支出において、支払先を間違えて支出していたことが、納入業者からの督促により判明したため、翌年度に返納を受けるとともに、納入業者へ過年度支出されていた。このことは、支払時における債権者の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(指摘事項)	備品購入費だけでなく支払については、支出処理を2名以上による徹底したチェック体制で行うこととした。 今後は、支払い誤りが生じないよう適正な会計処理に努める。

ウ. 財政援助団体等

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
財団法人奈良県農業振興公社	平成23年 8月4日	平成22年度決算における財務諸表等への計上誤りについて 平成22年度決算において、前年度に引き続き財務諸表等への計上誤り(貸借対照表の一般正味財産(うち特定資産への充当額)への記載漏れ、注記の財源内訳誤り)が認められた。財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準及び公社会計規程等に基づき適正に処理すべきである。 (指摘事項)	貸借対照表の一般正味財産(うち特定資産への充当額)及び注記の財源の内訳(うち負債に対応する額)が記載漏れになっていた。 今後、財務諸表等の作成に当たっては、公益法人会計基準及び公社会計規程等に準拠した適正なものとなるよう最善の注意を払うよう指導した。

平成22監査年度 第2回分

出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
教育委員会	平成22年 12月13日	建物台帳及び工作物台帳の整理等について 平成20年度の学校施設の増改	建物台帳及び工作物台帳につい
奈良西養護学			

校			<p>築工事について、公有財産規則に規定する建物台帳及び工作物台帳の整理がされていなかった。 同規則に従い、早急に適切な措置を実施されたい。(注意事項)</p>	<p>では、奈良西養護学校施設整備工事に伴い異動のあった公有財産について調査し、台帳を整理のうえ、平成23年3月15日付けで公有財産異動報告書により総務部長及び学校支援課長に報告を行った。 今後は、建物台帳及び工作物台帳を適宜整理し、適正な公有財産管理を行う。</p>
			<p>備品の現物確認について 奈良北高校（旧富雄高校）から引き継いだ備品について、書類上の引継ぎに留まり、現物の確認ができていないものが認められた。 現物と備品現在簿等の帳簿との照合は資産管理の基本的な事項であり、資産保全の観点から、早急に現物確認を実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>備品については、奈良北高校（旧富雄高校）から引き継いだ備品の現物確認を行い、備品現在簿を整理した。 今後は、備品現在簿と現物との照合を適宜実施し、適正な備品管理を行う。</p>